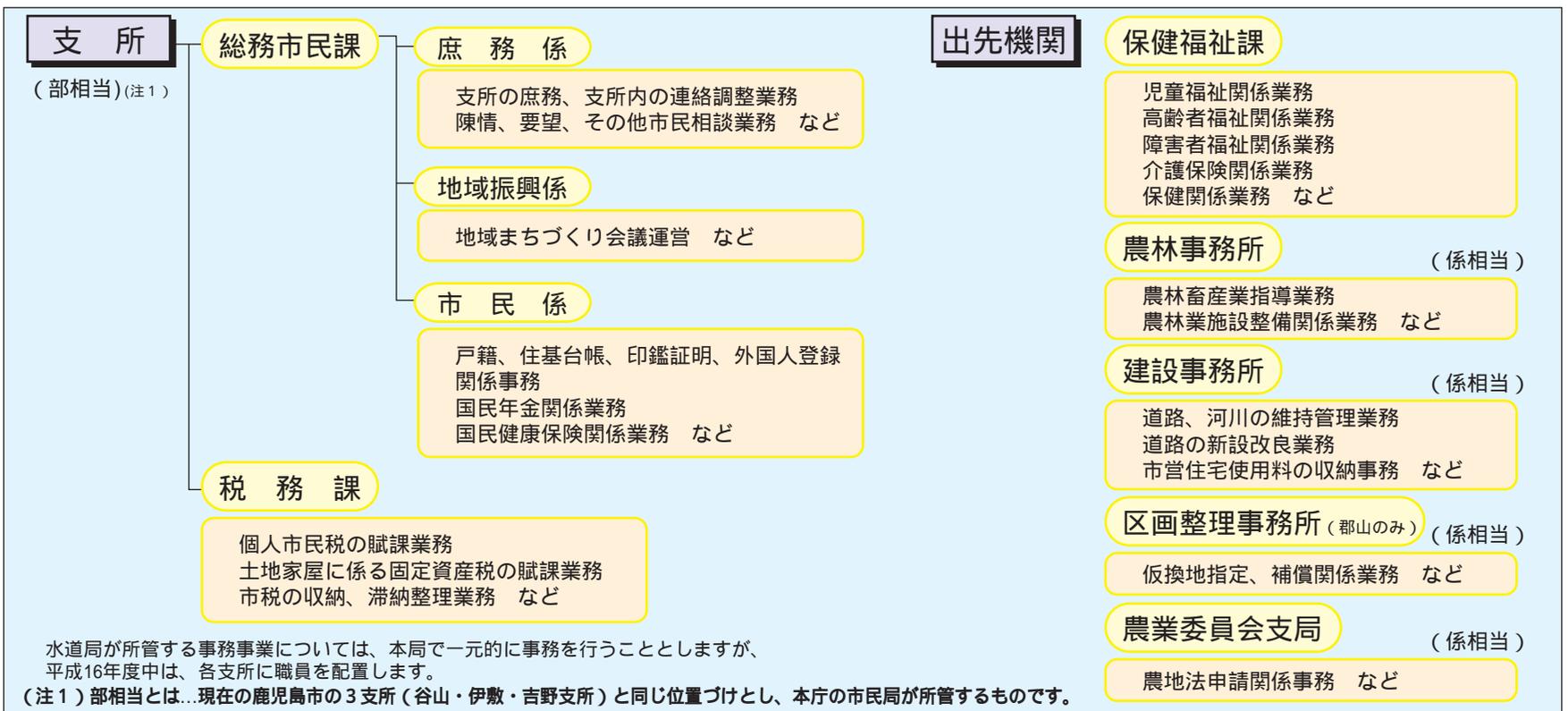


合併後の住民サービスの急激な変化に配慮!

支所は2課体制とし、併せて4出先機関が設けられます

第18回
協議会
H16.8.25

支所の組織と主な取扱い業務



平成16年8月25日(水)、鹿児島市内のホテルにおいて、第18回鹿児島地区合併協議会が開催され、合併時までに調整することとした56項目のうち、「慣行(都市宣言)の取扱い」の「青色申告の町について」など36件をはじめ、新たに合併協議会に報告する必要がある「交通関係事業」の「桜島町交通事業(フェリー)事業主体について」など10件の計46件について、具体的な調整内容が報告されました。

支所は総務市民課・税務課の2課体制

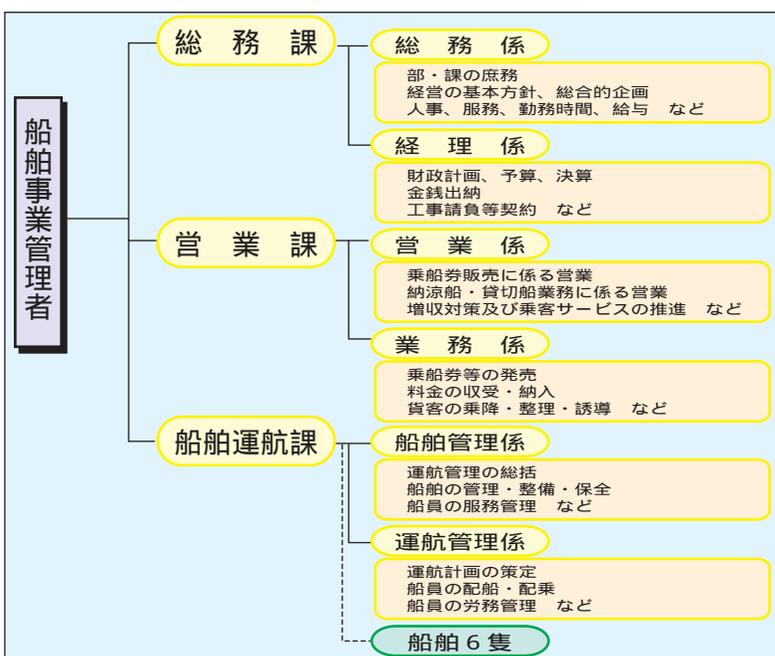
このうち、合併後の住民生活に大きな関わりを持つ支所機能等については、合併後においても住民サービスを低下させることのないよう、5町の支所は総務市民課・税務課の2課体制とし、併せて保健福祉課など4つの出先機関を設置するとの報告がなされました。

敬老バス関係は現在、協議中

また、「敬老特別乗車証交付事業」(敬老バス)関係については、現在、交通事業者等と協議中で、調整内容を示すことができないう状況であり、「友愛特別乗車証交付事業」(友愛バス)及び「すこやか入浴事業」についても同様な状況であるとの説明がなされました。

そのほか、16年7月16日付けで総務大臣の告示がなされ、16年11月1日の合併が決定したことに伴い、当地区合併協議会は合併の日の前日(10月31日)をもってその役割を終了することとなることから、合併協議会の廃止について各市町の9月議会に合併協議会の廃止議案を提案する予定であること、また、第19回合併協議会は10月中旬ごろ開催予定で、開催日時、場所等については速やかに決定したいとの説明がなされました。

船舶部の組織と主な取扱い業務



具体的な調整内容

(8)事務組織及び機構の取扱いについて

5町に設置する支所は、部相当の組織とし、総務市民課・税務課の2課体制とする。また、保健福祉課など4出先機関を設置するものです。

【上段組織図参照】

また、水道局が所管する事務事業については、本局で一元的に事務管理を行うこととしますが、16年度中は各支所管内に職員を配置して対応するものです。

【左側組織図参照】

交通バス事業課の組織については、桜島町の自動車課をバス事業課桜島営業所として設置するものです。

【参考】協議会で確認された調整方針

地方公営企業法の規定の全部適用により、運航する。

具体的な調整内容

新たに「船舶事業」を設置し、3公営企業(交通局・水道局・市立病院)とは別に、新たに管理者を置き、管理者の権限に属する事務を処理させるため、「船舶部」を置くものです。

(32)交通関係事業・桜島町交通事業(フェリー)事業主体について

【参考】協議会で確認された調整方針(抜粋)

- 5町の役場は、支所とする。
- 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。

具体的な調整内容

新たに「船舶事業」を設置し、3公営企業(交通局・水道局・市立病院)とは別に、新たに管理者を置き、管理者の権限に属する事務を処理させるため、「船舶部」を置くものです。

こんなことが報告されました